

「生活」 ～リサイクル・消費者保護～

改正廃棄物処理法【かいせいはいきぶつしよりほう】

廃棄物の処分について定めた法律です。循環型社会形成推進基本法の理念に基づいて改正され、従来よりも廃棄物の排出業者の責任が強化されました。排出元の企業は、廃棄物が適正に最終処分されたかを確認する義務があり、それを怠った場合は、廃棄物の回収、原状回復などの負担があります。また、悪質な処理業者を排除するために事業免許を取り消すこともできます。都道府県に対しては、処分場の設置促進、廃棄物の減量計画作成を義務付けます。

改正リサイクル法【かいせいりさいくるほう】

使用済み製品の原材料へのリサイクルについて定めた再生資源利用促進法（通称「リサイクル法」）が改正されたものです。新名称は「資源有効利用促進法」。従来のリサイクルに加えて、製品の設計段階から無駄な部材をなくしたり寿命を長くして廃棄物の発生を抑制すること（リデュース）、部品をそのまま再使用すること（リユース）の2点の対策を導入しました。事業者にも、リデュース、リサイクル対策に計画的に取り組むことなどを義務付けています。

省エネルギー基準【しょうえねるぎーきじゆん】

省エネルギー法（1979年6月制定）に基づいて、住宅や建築物の省エネ対策について定めた基準のことで、断熱性や気密性などの性能基準を定めた「建築主の判断基準」と、建築するときの具体的な仕様を定めた「設計施工指針」があります。第一弾は80年制定。92年に基準を強化した「新省エネルギー基準」制定。さらに、99年には地域の気候特性に配慮して基準全体を合理化・詳細化した「次世代省エネルギー基準」に改正されました。

消費者契約法【しょうひしゃけいやくほう】

悪質な事業者から消費者を保護する法律で、不当な勧誘によって消費者が事実を誤認したり、困惑した状況で結ばれた契約を取り消せます。適用対象は、消費者と事業者との間で締結されたすべての契約です。事業者には、消費者に必要な情報を提供する努力義務を課しています。事業者の不当行為の立証責任は消費者の側にあるため、事業者の言ったことなどの証拠を残しておく必要があります。双方の主張に争いがある場合は裁判で解決することになります。

特定商品取引法【とくていしょうひんとりひきほう】

正式には「特定商取引に関する法律」といい、従来の「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」を改正し名称変更されたものです。2001年6月1日施行。訪問販売、通信販売、連鎖販売取引、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引に一定のルールを設けることにより、事業者と消費者の間に生じるトラブルを未然に防止することが目的の法律です。通信販売に関連して、インターネット上での販売も規制対象となっています。

PL法【ぴーえるほう】

製品の欠陥によって被害を受けた場合の製造業者の責任を定め、消費者の保護をはかるための法律です。製造物責任＝「Product Liability」を省略してPLといいます。消費者が生命、身体、財産に被害を受けたことを証明すれば、欠陥についての故意・過失がなくても製造者は賠償の責任を負う事となります。対象は製造・加工された動産で、住宅のような不動産は含みません。ただ、工場生産された内外装材や設備などの住宅部品はPL法の対象となります。

訪問販売法【ほうもんはんばいほう】

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売などの無店舗販売に関して規制する法律です。いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）、エステや英会話などのクレジットによる前払い式サービス（特定継続的役務提供）も対象となります。誇大広告の禁止や、特定事項の表示義務などを定めています。2001年6月1日から、マルチ商法の規制強化、モニター・内職商法やインターネット通販への規制新設などを盛り込んだ「特定商取引に関する法律」に改正・改名されました。